

質問第一〇三号

普天間飛行場の危険性の除去に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年五月九日

糸数慶子

参議院議長 平田健二殿



## 普天間飛行場の危険性の除去に関する質問主意書

政府は、平成二十年七月に開かれた第八回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会において、同協議会の下に、普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置することを決めた。ワーキングチームは第一回会合を平成二十年八月五日に防衛省で開き、その目的や検討内容、構成員、会議の主宰、事務局等の設置要件を確認、決定した。ワーキングチームの第二回会合以降の議題等について、以下、質問する。

一 平成二十四年五月現在、ワーキングチームは存在するのか。ワーキングチームが存在する場合、その活動状況等を明らかにされたい。ワーキングチームが既に消滅、又は解散している場合、その理由について、政府の見解を示されたい。

二 平成二十年十月十五日、内閣府沖縄総合事務局において開催された第二回ワーキングチーム会合の議題とされた危険性除去に関する取組状況について、その取組とはいかなる事項及び内容なのか、具体的に明らかにされたい。

三 平成二十一年一月二十七日に中央合同庁舎四号館において開催された第三回ワーキングチーム会合の議

題とされた普天間飛行場の危険性除去の諸施策の実施状況について、その諸施策の実施とはいかなる内容なのか、具体的に明らかにされたい。

四 平成二十一年八月十一日に内閣府本府庁舎において開催された第四回ワーキングチーム会合の議題は、第三回会合と同様に普天間飛行場の危険性除去の諸施策の実施状況であるが、その諸施策の実施とはいかなる内容なのか、質疑の内容を含め、具体的に明らかにされたい。

五 ワーキングチームの会合において、これまで検討されてきた普天間飛行場の危険性の除去及び騒音の軽減等の諸施策は、日米両政府の協議等で議題に上り、具体的に実施されたのか。その設置目的の達成の可否を含め、ワーキングチームの成果に対する政府の見解を示されたい。

右質問する。